

○宮城県告示第五百七十八号

宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和三年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年七月十三日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の宮城県認証食品認証要綱（以下「旧要綱」という。）第六条第一項の規定により認証を受けた食品（以下「認証食品」という。）のうち、令和三年三月三十一日において有効である認証食品については、旧要綱第七条の規定にかかわらず、その認証の有効期間は、令和六年三月三十一日までとする。令和三年四月一日以降に新たに認証を受けた認証食品についても、同様とする。

3 この告示の施行の際現に認証を受けている認証食品については、旧要綱第八条の二から第十七条までの規定は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。